乳をめぐる実母の役割

―― 江戸期養生論を手がかりに ――

髙 野 暁 子

I はじめに

本稿は、江戸期に著わされた子育てに関する記述を参照しながら、子どもに乳を飲ませるという営みにおける母の役割を、時間的変遷をもとに考察するものである。

乳は、子どもの生命を保護するために必要なものであるのみならず、母の生命や母子関係にも深く関わっており、今日では母乳か人工乳かそれらの混合か、といった議論が栄養学・免疫学・心理学などの分野で進められている。そこでは、産みの母から出る乳の物質的特徴や子どもの身体に及ぼす影響、あるいは乳を飲ませる行為の意味づけがなされ、それを担うものとしての母のあり方が問われている」。

一方、乳を飲ませる営みを文化的側面から捉え、 今日の子育てを相対化する見方が、民俗学や歴史研究の分野から出されている。かつて子育ては社会的 共同体的な営みであり、複数の人々が子どもの生命 を支えていたとされ、母を第一義的な責任者とする 今日的な捉え方を疑問視する立場も存する²⁾。

本稿は、それらの業績に学びながらも、乳をめぐる母の役割に対する考え方は歴史的に変化するものと捉え、それがいかなる文脈で登場し、どのように語られていたのかについて検討することを試みる。

明治期・大正期に著わされた育児書の授乳に関わる記述を考察した金子省子の研究によれば、元禄十六 (1703) 年に著わされた香月牛山の『小児必用養育草』に代表されるような江戸中期の書物では、「生む者」と「授乳する者」とは必ずしもイコールではなく、両者の接続は強固ではなかったという³。「生む者」と「授乳する者」とが一致してくるのは明治期に入ってからであり、翻訳本を除く明治十年代以降の書物の中にそうした意識が読み取れるとされている。この傾向は後年になるほど顕著になり、「育てること」が産みの母に強く結び付けられていくのである。

これを見ると、子育てにおける母の位置づけの変化は明治期にあると言えそうだが、金子は考察の範囲を江戸中期と明治期・大正期とに設定しており、その間がどうなっていたのかについてはあまり明確にしていない。とりわけ江戸後期の様相が見えてこないのである。金子が見ている江戸中期と明治期は170年以上の開きがあるため、そこに何らかの変化があったことも予想される。だが、その部分が詳細に語られることは、金子をはじめこれまでほとんどなかったと言ってよい4。

そこで本稿では、とりわけ江戸期の変遷を探るこ とを焦点とし、そのために子どもの養生に関わる記 述に注目してみたい。江戸期養生論は、人身を保ち 養うための思想体系だという性格から、明治期以降 の体育・衛生の前史としてのみならず、広く生活形 成・人間形成の出発点として位置づけられてきた5)。 最も注目されているのは日本の養生論を大成したと される貝原益軒の『養生訓』であるが、江戸期全体 での養生書の刊行は100編を優に超えるとも推定さ れており、第一のピークは元禄・正徳期(17世紀後 半から18世紀前半にかけて)、第二のピークは文化・ 文政・天保期(19世紀前半)であるという6。当時の 急速な都市化によってこれまで共同体の中で受け継 がれてきた医知識や実践のあり方が変わり、出版文 化を媒介とした情報が重視されるようになった。江 戸期は武士だけでなく、一部農民や町人も自律的な 生活世界を構成しており、そうした人々の存在が養 生論の広がりに関わっていたと言われる。養生論は、 書き手の立場と想定する読者層とによって内容が多 岐にわたり、それ故今日でも様々な角度から論じら れているのである。だが、従来の養生研究は、養生 を自己一身において行われる営みであることを前提 としているため、自らの力で身体を守れない子ども についてほとんど言及することがなかった。ところ が、そうした前提を抜きにして養生論を見てみると、 実際には子ども、あるいはそれに働きかける大人に 関する記述も存在することがわかる。例えば、江戸期における最初の体系的な育児書とされる『小児必用養育草』は、同じく江戸期に活躍した貝原益軒や小川顕道にとって養生書として位置づけられるものであったっ。この書の中では「養生」ではなく「養育」の語が用いられているのだが、益軒や顕道は「養育」を子どもの「養生」だとしている。その他、書名に「養生」が付されているもの、あるいは著者が自覚的に養生について論じたものの中にも子どもの記述は認められ、大人がいかに子どもを養生するのかが問題となっている。養生論は、必ずしも自らの力で自らの生命を守ることができるもののみを対象としているわけではない。

本稿では、養生論に表れる子どもの記述に焦点を当て、そこで語られる母の役割をすくい出すことにする®。ここではその特徴をより明確にするために、子どもの養生にとって重要な位置を占めた乳母に関わる記述とともに見ていきたい。それを同時に見ることで、産みの母をめぐる語りの特徴が浮かび上がるだろう。したがって、ここでは子どもの母を「実母」と表し、乳母と区別することにする。以下では、まず江戸中期までの養生論に目を向け、乳母と実母の記述を確認する。次に江戸後期に視点を移し、同様に乳母と実母がどのように語られていたのかを見ていく。続いて実母をめぐる記述の変遷を辿り、その傾向について考察する。かかる作業をすることによって、当時の実母に対する見方の一端が明らかになると思われる。

II 江戸中期までの養生論

(1) 乳母

子どもの養生における乳母の記述は、選ぶ・慎む・ 戒める、のおよそ3つの側面からなされている。順 次見てみよう。

1つ目に挙げられるのは、乳母を選ぶということである。養生論には、乳母選びの大切さを説き、乳母としてふさわしい女の特徴を書き記すものがある。では、どのような女がよいとされていたのか。養生論者たちがまず目を向けたのが、女の乳である。元禄元(1688)年の『小児養生録』では、著者の千村真之9が「乳はうすく味甘きが第一なり」と述べ、「乳のこくねばるは。早くあがりて。そのうへ児にもよろしからず100」と記している。乳の味、粘質が乳母

選びの要点となっている。真之は、実際黒漆の器に 乳を入れて見るようにとも言う。また、香月牛山¹¹⁾は 『小児必用養育草』の中で、乳の潤沢なる女を選ぶよ う説き、中国宋代の医書『蠡海集』を引きながら、 「乳母をえらぶ時、其乳をしぼらせて、其色を見るべ し、色黄色にして濁る類の乳ならば、必用事なか れ¹²⁾」と注意を促す。ここでは、乳の豊富さや、色が 重要だと見なされている。乳は直接子どもが飲むも のであるため、味わい、濃淡、量、色などそれ自体 の性質が問われるのである。乳の良し悪しを乳母の 条件とするのは、論者たちにとって当然のことだっ たと見て相違ない。

次に目を向けられるのは、女の身体的特徴や病の有無である。牛山は乳母にすべきでない女の特徴として、「病者にして色青白く、皮膚も形体も憔悴したる女」「狐臭ある女」「代々癩瘡ある家の女」など16項目を挙げている¹³⁾。また、正徳五(1715)年の書『人養問答』では、著者で医師の芝田祐祥が「乳母は随分気質の瘡湿なく無病にして正しき者をえらむべし¹⁴⁾」と説く。身体の健やかさ、あるいは病の有無は、乳のあり方にも大きく関わり、子どもの身体にも影響を及ぼすことである。乳母は無病であることが重視され、選ぶ際の要点となった。だが、乳母選びの眼目は、乳の性質や病の有無だけではない。さらに女の人柄や心根も、注視されることであった。

この点について真之は、「乳母はむまれつきすこや かにして。性情寛平に。にうはにして無病なるをよ しとす15]と述べている。無病であるだけでなく、心 ばえがゆるやかで柔和なことが求められるのであ る。こうした乳母の人柄は、子どもにとって重要な ことなのだろうか。牛山は、中国明代の医家除春甫 の説として「乳母を選ぶ事、いたって大切なり、其 乳を飲て盛長し、漸く染事久しければ、乳母の生質 心根までも、皆よく似るものなり160」の言を挙げ、祐 祥は、「乳母不行跡なれば其子も不行跡也、乳母短慮 なれば其子も短慮なり、とかく善悪共に乳母に似事 なり¹ワ゚」と記している。子どもは、乳母に似るものだ と考えられていた。子どもが飲む乳の提供者であり、 乳を飲ませることで常に子どものそばにいる乳母の 影響力は大きく、したがってその性質や立居振舞な どが問われてくるのである。それ故、乳を飲ませる 行為だけではなく、子どもの身振りや心の習いに対 しても、乳母の働きかけが肝要だと見なされた18)。乳 母を選ぶ際は、女の人柄を用心深く見極めなければ ならない。とりわけ心ばえがゆるやかで、和やかな女がよしとされているが、これは万治三(1660)年に最澄被留が著した『女式目』や元禄年間の著述とされる成瀬維佐子の『唐錦』といった女訓書に書かれた記述と共通している¹⁹⁾。女のあるべき姿として考えられていたものを、養生論にも見ることができるのである。

かくして、人柄や心根のよい女が乳母として選ば れる存在となるわけだが、養生論者たちは、選んだ 後のことについても乳母への語りを続けていく。そ れが2つ目に注目される乳を飲ませる時の、乳母の 慎みであった。論者たちによれば、乳母のありよう は、乳を通して子どもに伝わっていくという。例え ば、乳母が酒に酔って乳を飲ませれば、子どもは驚 風癇の病となる、腹が充満した時に乳を飲ませれば、 子どもは熱を出し、喘ぎ乳を余す、悲しみや喜びが あるときに乳を飲ませれば、子どもは涎を出し、咳 を発する、などである。乳母の身体の状態や怒り・ 悲しみ・喜びといった感情が子どもに伝わり、病な どを引き起こすのである。かかることがあるため、 真之は、「乳母のつつしみは。心やすらかにして。色 欲の心をたへたるが第一なり20)」と説き、牛山は、「此 いましめをおかす事なかれ21)」と注意を促す。乳を通 して乳母と子どもはつながっているという考えを、 ここに窺うことができる。乳母の心身のありように よって子どもの生命が左右されるならば、彼女の慎 み深さや安らかさが特に重視されてくるだろう。乳 母はただ選べばそれでよいというわけではなく、実 際乳を飲ませる時には、自らが及ぼす影響を踏まえ て行動や感情に気を配らなければならないのであ

このように、細かな条件が設けられ、自ら慎むことが求められる乳母であったが、養生論ではさらに注意の目が向けられている。それが注目点の3つ目、乳母を戒めるということである²²⁾。この点については、牛山の『小児必用養育草』が詳しい。牛山は、衣類について「絹絮に富て、厚く重ね著るにより、其乳汁熱を生じ、かへつて児子に害をなす²³⁾」と、乳母に厚着をさせないよう注意する。乳母は、自分の家では薄い衣類を着ていたのだから、厚着はむしろ好ましくないとされる。食に関しても、過食をする好ましくないとされる。食に関しても、過食をすることで食が「脾胃に充塞して、張満の病となり、或はあやしき病となり、死するに至る者多し²⁴⁾」と述べ、美味なるものを与えすぎないよう説く。美味な

る食は、乳母にとっては慣れないものなので、つい 過食をしてしまう。とにかく不慣れなぜいたくをさ せないよう乳母を戒めなければならない。

ここで注目したいのは、牛山の乳母に対する見方 である。彼は、乳母を選ぶ側と乳母との「家」が違 うことを前提とし、乳母の「家」を低く見ている。 「乳母は、多くは賤家より出る者にして、其性ひずか しくねたまし」、「乳母は多く卑賤なる者にして、己 が家に在て、作法行儀といふ事もなく25)」など、乳母 の「家」を賤しいものと位置づけ、その「家」出身 の乳母に好意的な態度をとらない。乳母はわがまま が過ぎておごりやすく、乳母を選んだ側の「家」の 法を乱し、子どもをおろそかに扱い、その上子ども も乳母のことを贔屓にしてわがままになることがあ る、と重ねて述べる。乳母を置くものは、彼女の意 のままにさせてはならないのである。もちろん、あ まり厳しくしすぎることも控えるべきだと、牛山は 言う。「乳母の致しも馴ぬ行儀作法を教へ、平生の居 ずまいも、としてあれ、かくしてあれ、こと葉もい やしくして、悪きなどいひて、乳母の家に在る時、 かつて見も聞も馴ぬ業をならはしむるにより、乳母 の気、鬱し滞りて、乳脈通ぜず、をのづから乳出ぬ もの多し26」。乳母を選んだ側が、自身の「家」の法 を守らせるよう口やかましく接すると、乳母の気が 滞り、乳が出なくなってしまう。乳母は、厳しくし すぎても、わがままにさせても、よくないのである。 いずれにせよ、乳母にとって子どもが身を置く「家」 は、慣れないところであったらしい。中江和恵によ れば、当時子どもに乳母をつけ、乳母の乳で子育て をするものは、武士だけでなく富裕な町人層にまで 及んでいた27)。そのように見ていくと、養生論者たち が読者として想定していた人々も、ある程度の身分 の者や富める者であったと言える。書の書き手が不 特定多数の読者に向けて養生を述べたとしても、実 際にそれを目にできるのは、ある一定の人々に留 まっていただろう。その人々からすれば、乳母は卑 賤な存在として映ったのかもしれない。それは他方 で、養生論の枠組みにおいてはなお、周辺的な位置 づけと見られていた人々の存在を窺わせる。かく考 えれば、乳母への戒めのみならず、選ぶことそして 慎みを求めることも、乳母の「家」を低くみていた からこそなされることであったと解することができ る。「家」の違いが、乳母への不信や警戒につながる のである。

このように、乳母には選ぶ・慎む・戒めるということが肝要だとされていた。これらの中で、乳母自身の直接的な役割として挙げられるのは、2つ目の慎むことである。乳母は乳をつけるために、飲食を統制し、感情面に気をつけなければならない。子どもに乳を飲ませる乳母の役割は大きく、彼女のあり方によって子どもの生命も変わっていく。だが、乳を飲ませる営みは、決して乳母だけが関わるものではなく、彼女に対する選ぶ側の働きかけもまた重要であった。子どもの生命を守るためには、乳母を選ぶもの、乳を与える乳母双方の心得が求められるのである。

(2) 実母

子どもを産んだ母について、養生論はどのようなことを述べているのか。書物を見てみると、その記述はあまり多くないことがわかる。例えば千村真之は、「手そだての児をば。父母交合する時分は。其側に寝べからず。必遠にねせて。交合する音を聞する事なかれ²⁸⁾」との言を挙げているが、それ以外「手そだて」の母について詳しく語ることはない。では、他の書はどうであろうか。実母の言及については、香月牛山のものが注目される。

彼は『小児必用養育草』で、初生の子どもに早く乳を飲ませてはならないという説を紹介した後で、「啓益 (牛山のこと:筆者注) 按ずるに」と自説を展開する。「凡母の子を産む事、是天理の自然なれば、母の乳汁出る時をまちて、飲しむる事、自然の道理なるべし²⁹⁾」。母が子どもを産むことは「天理の自然」なので、母の乳が出る時にはじめてそれを飲ませればよいと、そう述べるのである。ここには、従来の医知識とは異なる見解が表明されているので、独自性のある部分を改めて確認しておかなければならない。

当時、子どもが生まれてすぐに乳を飲ませることは、その子の身体にとって好ましくない行為だとされていた。何故なら、子どもは生まれた時から毒を含んでおり、その毒を外に排出させることがなによりも優先だと考えられていたからである。この毒は、「胎毒」あるいは「遺毒」と書かれ、子どもの病の本源だと見なされていた。この胎毒の元となるのが、初生の子どもの口にある「あく物」「ねばり付たる穢物」「穢き悪汁」、あるいは生後数日の間に排泄される「黒き大便」「胎糞」「蟹糞」だと論者たちは言う30。

口中にある粘液を子どもが呑み込んでしまうと、身 体の内部にまわって胎毒となり、そこに留まる。真 之はそれを次のように説明する。「時ののぶる間に啼 声出、其こえに従て、口内のあく物咽に入り、或は 脊骨の

督脈を

つたひ、

脊の

髄にながれ、

或は

息に

し たがひて咽より胃の腑につたへ入りて、胎毒とな る31) 。子どもが泣き、呼吸するにしたがって、「日中 のあく物」が脊髄、胃へと伝わり、全身にまわって いき、後に病を引き起こすのである。したがって、 子どもが生まれたら、すぐに粘液を取り去らなけれ ばならない。まずはその子が口に含む粘液を指で拭 い取ること、さらに粘質物を除去する薬物を子ども に施すことが求められる。この間、乳を飲ませるこ とは適切ではないとされる。「小児の癖ハ。産下りて。 胎糞まだ下ざるに。はやく乳をつくるにより。胎毒 と乳とが。相混て癖となる32)」。初生の子どもに見ら れる「胎糞」が下らないうちは、乳を与えるべきで なはいと真之は言う。牛山は、乳を飲む前に子ども の口内の「悪汁」が大便に通じて出ていくと見てお り、やはり早く乳を飲ませることをよしとしない。 薬物によって子どもが胎毒を吐き出し、あるいは排 泄するまで待ち、そうした段階を経てから、はじめ て乳を飲ませることができる。

いよいよ乳を飲ませる時がくると、まずは「乳付」を行う。これは、はじめて子どもに乳を飲ませる行為で、乳を通してその人が持つ力を子どもに込めるという考え方に基づいている³³³。牛山はこうした習俗に触れ、乳付は一族や隣家の中の、子孫繁昌した女の乳がよいと勧めている³⁴³。子孫繁昌した女の乳を飲むことで、その力が子どもに伝わることが想定されているのだと言ってよい。そして乳付がすむと、今度は日常的に乳を与える段階になり、乳母の問題が浮上するのである。

以上のような手順を踏んで、子どもは乳を与えられる。胎毒下しや乳付を行うことが子どもの生命を保ち、その後の繁栄を実現させる方法であった。かかる営みを踏まえて牛山の実母の乳に対する言を見ると、その違いが明白になるだろう。牛山は、実母の乳が出るまで待ち、それを飲ませることが「自然の道理」だと見るのである。さらに彼は、風俗によって実母の乳が出ないうちは蜜薬などを子どもに飲ませて、他人の乳を飲ませないところがある、とも言う。それでも子どもは育つのであるから、やはり「自然の道理」にしたがって、実母の乳を飲ませること

が好ましいとするのである。牛山にとって、実母の乳は「自然の道理」として積極性を持つものであった。もちろん彼は、乳付や乳母を全く退けているわけではなく、子孫繁昌した女の乳付を勧めているし、乳母の役割に目を向け、その記述も詳細である。実母の乳に対する言及は、従来の説に、牛山自身の見解が加えられたものと捉えるべきだろう。少なくとも彼にとって、実母以外の乳を飲ませることは、不可欠な営みではなかった。

では、このように認められた実母には、乳母のよ うに何か慎みや戒めが説かれたのだろうか。かかる 点に関して語るものは多くない。まず選ぶことにつ いては、実母の場合は子どもを産む妻としてふさわ しいのは誰か、という文脈で語られる。例えば、元 禄八 (1695) 年に成った著者不詳の『通仙延寿心法』 では、「子のなき仔細は、男にもあれども、多くは女 にあり」とし、子どもを持てない女の身体的特徴を 挙げ、あるいは美男子や美人を得たい場合にも「先 づ妻を選ぶべし」と言う350。子どもの産において、妻 を選ぶことが要点となるのである。しかし、こうし た記述は実母の乳の質を問うものとは言えない。ま た、慎みや戒めについても、子どもを宿した妊婦の 慎みが、元禄三(1690)年に著わされた稲生恒軒の 『いなご草36)』や真之の『小児養生録』に認められ37)、 懐妊前の女の養生が、元禄五 (1692) 年に草田寸木 子が編纂した『女重宝記大成38)』に記されるものの、 乳を与える実母についてはあまり触れていないので ある。これは、牛山についても同様だと言ってよい。 母が子どもを産むこと、その母の乳を飲ませること が「天理の自然」「自然の道理」だとするのみである。 かかる傾向は、先に見た乳母の記述とは大きく異な る。実母は自然という文脈において言及されるもの の、乳母のような細かな注意書きはほとんどなされ なかったと見て相違ない。養生論の力点は、実母の 乳の自然を強調し、それが持つ重要性を述べること にあったのである。

Ⅲ 江戸後期の養生論

(1) 乳母

江戸中期までの養生論では、乳母は選ぶ・慎む・ 戒める、という3つの視点から語られていたが、そ の傾向は後期でも変わらなかった。乳母を選ぶこと については、例えば天保三(1832)年平野重誠³⁹⁾の手 による『病家須知』では、「乳媼を択こころえをとく」という項があり、乳母となるにふさわしい女の条件が挙げられており、嘉永六(1853)年桑田立齋400が著した『愛育茶譚』にも、「選乳」として乳母の記述が見られる。では、彼らは乳母選びの要点を、どこに置いていたのだろうか。まず指摘できるのは、中期までの書物と同様に、乳の性質、女の身体的特徴、病の有無、女の心根が眼目となっているということである。例えば乳の色、臭い、味わいに着目するよう注意が促され、適切な身体的特徴として、毛髪が豊かなこと、声に濁りがないことなどが挙げられる。また、女の心根に関しては、多弁なものや粗忽なものなどが否定的に述べられている。

このように、乳母の条件として挙げられるものは、 中期までの養生論とあまり変わらない。女の乳の状 態や病の有無、そして人柄は、この時期の養生論に おいても大きな関心事であったと言えよう。だが、 中期とは異なる記述も認められる。ここで注目され るのは、乳母の条件の中に、実母に近いことが挙げ られている点である。例えば、重誠は「乳媼を択に は、齢二十歳より三十歳左右を程とすべし。且児の 母と同時に産せしを第一とす。五、六ヵ月の差なる 先は可なり41)」と述べ、立齋は「産後三月より多く経 過せざるを選ぶべし、且無病健康にして其産時今乳 する所の児と同月なるを良とす42)」と言う。このよう に、子どもを産んだ母と同じ時期に産を経験した女 がふさわしいとされる。重誠は、5,6ヶ月の差を 許容範囲とし、立齋は3ヶ月を超えてはならないと する。また、実母に近いことは産の時期だけではな く、重誠のように「生児の母年弱ば乳母もまた若き がよし43)」など、実母の年齢により近い女を乳母の条 件とする記述も認められる。こうした見方は、中期 までの養生論には表明されていなかった。もちろん、 中期までの論者にかかる考えがなかったとは言い切 れないが、少なくとも記述の上では違いが見られる のである。後期の養生論においては、実母が一つの 基準になっていたと言える。

乳母の慎みについては、中期までと同様に、乳をつける際の乳母の心身のありように目が向けられている。立齋によれば、喜怒や飲食によって良性の乳も変化する場合があるという。変じた乳は、子どもにとって害をなすものである。したがって、乳母は心身の状態が落ち着くのを待ってから乳を飲ませなければならない。乳母には、子どもへの影響を考慮

した慎みある行動が求められるのである。

乳母への戒めについては、厚着や過食をさせない こと、行儀作法を無理に正そうとしないことが説か れている。ここでもやはり乳母を卑しいとする見方 があり、不慣れな生活や家風が乳の状態を変えてし まうという考えがあった44)。立齋は、「身粗食して健 動し神思安逸にして鬱滞せざれば乳性極て良な り45)」とし、乳母に平素の作業をさせるよう説く。重 誠はさらに詳しく述べており、「児を看護する余力に は、事定たる任務、浣濯、駆使の他までも、なるべ きたけは体の運動やうにせしむべし40」と、子守り以 外の「運動」を具体的に挙げ、奨励する。そうする ことで、脾胃の消化がよくなり、乳の性質も良好に なるという。重誠にとって乳母は、俸給を受ける身 であり、したがって「仮令貴人の乳姥なりとも、多 くの俸禄をだに給りなば、乳養の暇には他の事を為 しめて最も益あることなり47」と、その役割を乳のこ とだけに留めないのである。

以上見てきたように、後期養生論においても乳母は子どもに深く関わる存在であり、選ぶ・慎む・戒める、という点に注意が促されていた。重要なのは、乳母が自らの心身に配慮すること、そして乳母を選ぶものが彼女に対して注意深く対応することであった。乳を与える営みは、乳母の心身両面にわたる慎みのみならず、彼女をめぐる選ぶ側の配慮があってこそ成り立つものなのである。

(2) 実母

後期養生論では、実母をどのように位置づけてい るのか。注目されるのは、実母の乳に重きを置く見 方が多く窺えるということである。例えば、江戸の 医師小川顕道が安永二 (1773) 年に著わした『養生 嚢』には、「産母一人の乳汁にて養育すべし⁴⁸⁾」とあ り、文政三(1820)年岡了允49)の手による『小児戒草』 は、「母の乳を用ふるよろし500」とする。平野重誠も 「其母の乳を以て養にしくことなし⁵¹⁾」と、実母の乳 を積極的に勧めている。乳母よりも、実母の乳が重 視されるのである。重誠は、乳母に限らず「乳を乞 うけんとおもふ人」の状態にも注意を促し、その女 の子どもに病がないかどうか見るよう勧めている が、ここに、実母以外の女に対する警戒感を窺うこ とができるだろう520。では、何故実母の乳がよいので あろうか。主に認められるのは、子どもを産んだ母 の乳こそその子の養生に適したものになるという考

えである。了允は、「凡母の子を産事、これ天理の自然なれば」その母の乳を子どもに飲ませるのがよいと、母の産と乳とを「天理の自然」として位置づける⁵³。実母の乳で養われることが、自然にかなうのである。また重誠は、「胎児は母の血肉を分、乳汁は同体の血より醸成ものにして、其児に賦与べきに定めたるものなり⁵⁴」と記す。乳は子どもを産んだ母の体内でつくられており、その子に与えるべきものとして定められている。母の血肉を分けた子どもにとって、その母の乳は「天然の道理」に即し「児に病なくして健に成長こと」が実現できるのである⁵⁵。このように、実母の乳は、母体より生まれた子どもの、大切な養いになると考えられた。

さらに、こうした乳の見方は、子どもにとって新 たな意義を持つようになる。了允は、「世俗新乳と唱 へ脾胃を損ふとて、産婦の乳をあたへぬものあり、 よくもみやはらげて出きりたらば、産婦の乳を飲ま すべし、胎熱をさまし胎毒をくだしてよし56)」と述べ る。子どもを産んだ母の乳が胎毒下しになると、そ う言うのである。了允が指摘するように、当時は子 どもを産んだ女のはじめの乳は、「新乳」と呼ばれて 捨てられていたらしい。文化十(1813)年に成った とされる石田鼎貫57)の『小児養育金礎』では、「乳を つけるとき。新乳は小児下痢であしといひてしぼり 捨てる人あり。大なる誤りなり58分と、新乳を下痢の 要因と解して捨てる人々を戒めている。新乳は通常 の乳とは異なる色や味を持っており、その点が好ま しくないと見なされたようである59)。 鼎貫は、「母の 胎内にて受たる胎毒を瀉さんが為に。自然と出る薬 乳なれば。決て捨つべからず60」と、新乳を胎毒下し の「薬乳」だと見なす。了允や鼎貫は、世俗のやり 方に対し、実母の新乳は胎毒を下すので、子どもに 与えた方がよいと説いているのである。ここにおい て、新乳は子どもの胎毒を除去するものとして積極 的に位置づけられる。

彼らの発想は、他の養生論者にも認められた。例えば重誠は、「生母の初に出る乳汁には、自然に児の胎屎を除去るの効を具へ、薬にも優たるものなる⁶¹⁾」とし、さらに桑田立齋は、「初滴の乳は緩下の性を含み能く黒屎を蕩滌す、又児の胎毒を下す為の自然の妙理なり⁶²⁾」と記す。これらはいずれも、実母からはじめに出る乳が胎毒を下す作用を持つという見解を示している。梶谷真司によれば、こうした発想は、江戸中期にはあまり見られず、とりわけ19世紀ころ

から表出してくるという⁶³⁾。すなわち、了允や重誠、あるいは立齋などの書を通して、実母の乳に対する考えの変化が見えてくるのである⁶⁴⁾。

だが、実母の乳は、胎毒を下す時にだけ有効なわけではない。子どもが乳を飲む間もまた必要だとされていた。立齋はそれを、実母の身体と子どもの身体との連繋においてとらえている。「至て淡薄なるは初生の児の微弱なる胃機に相応しほどよく消化せしむる(中略)児長じて胃機健全なれば、乳も自稠厚になりて其胃に応じ、滋養なさしむ⁶⁵⁾」。子どもが初生で胃のはたらきが弱い時は実母の乳は淡泊であるが、子どもが成長し胃のはたらきが健全になれば、乳は自ら濃くなっていく。これが実母と子どもとの間に起こる「天理の至妙」だと立齋は言う。実母と子どもは、互いに調和しながら変化していくのである。これは、産みの母でないと成立しないことだったと見てよい。

このような、実母を大きく意義づける論者にとって、乳母は副次的な存在であった。乳母の選び方・慎み・戒めを説いていた重誠や立齋も、乳母は実母の乳が出ない時、あるいは病弱な場合、実母が父や母の看護をしなければならない状況下の対応として位置づけられるものだとしている。乳母を選ぶ時の要点に、実母に近い女が挙げられるのは、彼らが実母と子どもとの間にある妙を前提としていたからであろう。子どもの成長とともに乳も変化するのであれば、実母の代わりは出産時が近いものがよい。

それでは、実母は乳母のように、慎みや戒めが求められていたのだろうか。まず認められるのは、乳母ほど選ぶ・慎む・戒める、の観点が明確に表れていないことである。乳母のように、乳を与えるものとしてのふさわしい条件が列挙されることもなく、感情のありようが乳を通して子どもに悪影響を及ぼすと説明されることもない⁶⁰⁾。乳母と実母の見方は、異なっていたと見られる。とはいえ、乳を与える実母について、養生論が全く踏み込まなかったわけではない。述べられるのは、主に乳を与える際の実母の留意点である。

例えば重誠は、子どもが乳を吐いてしまう事態に触れて、「この病、その初母の病ある乳を喫しめたるより得か、母酒を喫過したる後に発こともあれば、これまた意を注て自己の身を顧るべし⁶⁷⁾」と言う。子どもの吐乳の原因に、実母の病や飲酒を見るのである。実母の乳が「天然の道理」だとはいえ、子ども

に悪影響を及ぼす可能性も認められている。実母は、こうした可能性を考慮し、自ら顧みなければならない。他にも重誠は、吐乳する子どもへの乳の与え方や子どもに差し込みが起こった時の対処法を紹介する。彼にとって吐乳は、「尤恐べき証」であるが、医師がいない場合、それに対応する役割を担うのが、実母なのである。

また、かかる危機的状況でなく、ごく日常的な場 面においても実母への注意は促されていた。立齋は、 「乳するには時を定むべく一時か一時半毎に与ふべ し68)」と、乳を与える時間を規定する。梶谷真司は、 時間間隔を置く立齋のこの考えを、伝統的な習慣と は異なっており、特徴的だと言う69)。この時期、乳を 与える営みを一定の規則において捉える見方が出て くるのである。確かにこうした規定は立齋以外にも 見られ、例えば文政期以降の書だとされている陸舟 庵70)の『養生訓』では、「孩児の哺乳は大抵日中に四 五度を以て限りとすべし710」と記されている。舟庵の 場合は乳の回数だが、いずれにしても、子どもが泣 くたびに乳を与えている世俗を批判し、時間を計っ て定期的に乳を飲ませるよう説くのである。乳を与 える営みは、規定に則って行われるものであり、し たがって実母はそのことを踏まえ、自ら慎まなけれ ばならない。もちろん、かかる留意は実母だけでな く、乳母にも求められただろう。乳の与え方は、そ の方法自体に重点が置かれるものの、それを実行す る人についてはあまり問われないように思われる。 だが、この時期の養生論者たちは、実母の乳で養う ことに意義を見出しており、そうした彼らの考えか らすれば、乳を与える際の注意が実母にも向けられ ていたと考えることはできる。

このように、当時の養生論には実母の心得も記されていた。ただ、それは乳母のような心身両面にわたる注意ではなく、あくまで乳を与える行動にのみ、向けられたものである⁷²⁾。乳をめぐる子どもの危機的状況を回避するため自らの行為を慎むこと、乳を与える回数や時間帯を決めておくこと、これらが乳を与える実母にも求められてくる。実母の乳を飲ませることが「天理の自然」であっても、それは実母の意のままにしてよい、ということを意味しない。乳を飲ませる営みには、それにふさわしい実母の行為が必要とされるのである。

以上、後期養生論における実母の記述を見てきた。 当時指摘されていたのは、実母の乳こそが子どもの 生命の保護において不可欠だということであり、その乳の飲ませ方に実母自身も配慮しなければならないということである。実母の役割は、彼女の体内から出る乳の特質から導き出されていた。実母は、まずは己の乳を飲ませること、そして飲ませる際に自ら行為を規制することが求められるのである。

IV 実母に関する記述の変遷

これまで、江戸期の養生論を2つに時期区分して 見てきたが、そこで明らかになったことを改めて整 理してみよう。まず指摘されるのは、江戸中期から 後期にかけて、実母に関する見方が大きく転換する ということである。中期までの養生論では、実母へ の言及はわずかであった。実母の乳を飲ませること が「自然の道理」だと述べられはするが、それ以上 の踏み込みはさほど見られない。これに対し、後期 になると、まずは乳母よりも実母の乳を積極的に勧 めるものが見られるようになる。子どもには、他の 女ではなく産みの母の乳を飲ませることが好ましい と言われるのである。さらに後年になると、実母の 乳を胎毒下しだとする見方が出てくる。それまで、 初生の子どもには乳を飲ませるまでに幾つかの段階 が必要だと考えられていた。薬を用いて胎毒を排出 させ、乳付を行い、そうしてから日常的な乳の生活 が始まるのである。ところが後期の養生論の中には、 かかる段階をあまり重視せず、むしろ実母の新乳を 胎毒下しだと見なし、子どもに飲ませることを奨励 するものが出てくる。子どもは生まれてすぐに、産 みの母によって生命を守られるべきなのである。ま た、実母の乳は子どもの身体と調和しともに変化す るが故に、その後も飲ませることが勧められた。成 長していく子どもに最も適しているは、実母の乳な のである。こうして子どもは、生まれてから乳が終 わる時期まで、自らの母によって養われるべきだと 考えられた。かかる立場においては、乳付などの他 の女は介在しない。子どもの養生にとって、産みの 母こそ重要な意味を持つ。

次に注目されるのは、後期養生論においては実母の行動の慎みが認められるということである。乳母のように、感情面にまで言及することはないが、乳を与える際の注意点が指摘されるようになる。実母の状態によっては子どもに悪影響を及ぼすこともあり、それ故彼女の行為に注意が向けられていく。吐

乳の例にあったように、病や飲酒について自ら顧みなければならず、また乳を飲ませる時間や回数を把握しておくことが求められる。実母の乳は子どもの養生にとって好ましいものであるが、実母自身の慎みもまた欠くことのできないものなのである。

江戸期の養生論からは、以上のような特徴が浮かび上がる。乳母ついては時期に関わりなく細かな注意が説かれ、乳を飲ませるものとしての女の慎みや彼女をめぐる人々の心得を窺うことができるが、後期になると実母の役割がより明確に記述されていく。実母は、子どもの生命にとって大事な乳を持つが故に、それを与える役割が次第に強調されるのである。乳母の存在はなお認められつつも、時期の変遷にしたがって、実母の役割が規定されていくと見てよい。

∨ おわりに

本稿では、江戸期養生論を手がかりに、乳をめぐる実母の役割がどのように語られているのかを見てきた。そこで確認されたのは、実母の役割が記述の対象となるのは江戸後期あたりからであり、まずは乳の特質に光が当てられたということである。実母に対する語りの変化は乳母に対するそれよりも大きく、乳母選びの要点にも深く関わっている。ここにおいて、江戸後期は実母に対する見方の転換点にあると言えるだろう730。

歴史研究において既に指摘されているように、産むものと乳を飲ませるものとは江戸期において必ずしも一致していない。だが、後期養生論の中には、実母の乳の特質に意義を見出し、それ故に乳を飲ませる役割を実母に認めるものがある。この時期、乳母のような産むものとは異なる女の存在が注視される一方で、乳を飲ませるものとしての実母が記述の対象になっていく。産むものと乳を飲ませるものとの結びつきは、江戸後期の養生論の中で強められるのである。

乳を飲ませる営みは誰が担うのか、それはどのような生命観身体観に基づくのか、こうした問いの答えは、少なくとも養生論においては歴史的に変化していた。いずれも子どもの生命を守ることを目指してはいるが、それを実現するために必要だと考えたものは異なっている。乳をめぐる行為は歴史性を持っており、そこに関わる人もまた一様ではない。

本稿は、実母という側面からその歴史性を明らかに した。実母は、子どもの生命を保護する乳を持つも のとして、果たすべき役割が求められてくるのであ る。

注

- 1) 久具宏司「母乳哺育の意義」『産婦人科治療』85、2002 年、377-381頁、 武谷雄二・堤治 [リプロダクションに 関する解剖・生理」我部山キョ子・武谷雄二編『助産学 講座 2 基礎助産学 2 母子の基礎科学』医学書院、 2014年、2-67頁、鈴木志保子・杉山みち子「ライフステー ジと栄養」中村丁次ほか『系統看護学講座 専門基礎分 野 栄養学 人体の構造と機能3』医学書院、2010年、 134-172頁、小林登「母子相互作用の意義」『周産期医学』 1983年臨時増刊号、27-30頁、中山玲子「母子と栄養」 我部山キヨ子・武谷雄二編『助産学講座 3 基礎助産学 3 母子の健康科学』医学書院、2008年、30-93頁 ま た、母子相互作用の強調を批判的に捉える立場として、 高木俊一郎「臨床心理学的相談からみた乳児期におけ る母子相互作用の意義一小児科学の立場から」、『周産 期医学』同上、246-249頁、堀尾輝久「保育の社会化と 母子関係論―二つは矛盾するか」『周産期医学』同上、 303-306頁、がある。
- 2) 小林亜子「母と子をめぐる<生の政治学>一産婆から 産科医へ、母乳から粉ミルクへ一」山下悦子編『女と男 の時空一日本女性史再考VI 溶解する女と男 21世紀 の時代へ向けて一現代』藤原書店、1996年、68-158頁、 宮田登『宮田登日本を語る12 子ども・老人と性』吉川 弘文館、2007年、沢山美果子『江戸の捨て子たちーその 肖像一』吉川弘文館、2008年
- 3) 金子省子「母役割の変遷―授乳をめぐって―」『幼児の 教育』82巻12号、1983年、32-41頁
- 4) 直接母役割を語ったものではないが、母乳についての変遷を追った研究は既に存在している。梶谷真司「母乳の自然主義とその歴史的変遷」『帝京大学外国語外国文化』第2号、2009年、87-163頁
- 5) 今村嘉雄『十九世紀における日本体育の研究』不昧堂出版、1967年、汲田克夫『近代保健思想史序説』医療図書出版社、1974年、樺山紘一「養生論の文化」林家辰三郎編『化政文化の研究』岩波書店、1976年、435-469頁、鈴木敏夫「江戸時代における養生書の研究―身体運動の養生的価値をめぐって一」『北海道大学教育学部紀要』第二十二号、1973年、411-422頁、同氏「十九世紀

- における医学者の身体運動論」『北海道大学教育学部紀要』第三十一号、1982年、181-191頁、中内敏夫「<教育>の誕生 その後」『叢書<産む・育てる・教える一匿名の教育史>1 <教育>一誕生と終焉』藤原書店、1990年、8-19頁
- 6) 瀧澤利行『養生論の思想』世織書房、2003年、54頁 なお、瀧澤は刊行された養生書群の特徴から、江戸期を3つに時期区分している。すなわち、慶長期から貞享期までが前期、元禄・正徳期から明和期までが中期、安永期以降が後期である。養生書刊行の第一のピークは江戸中期に、第二のピークは江戸後期に含まれる。本稿は、この時期区分にしたがう。
- 7) 例えば貝原益軒は『養生訓』「育幼」の中で、子どもを保養する法は『小児必用養育草』に詳しいと評価しており、小川顕道は貝原益軒の『養生訓』とともに、香月牛山の『老人養育草』と『小児必用養育草』の三書を養生にとって重要なものと見なしている。
- 8) テキストとして参照したのは、三宅秀、大澤謙二編『日本衛生文庫』全六輯(後に三巻に合巻)、教育新潮研究会、1917年、山住正巳・中江和恵編注『子育ての書』全3巻、平凡社、1976年、黒川真道・小瀧淳校『日本教育文庫―衛生及遊戯篇―』日本図書センター、1977年、『江戸時代女性文庫』全100巻、大空社、1994-1998年、看護史研究会『病家須知 翻刻訳注篇上下』農山魚村文化協会、2006年、である。なお、引用文は便宜上変体仮名を平仮名に改め、旧漢字を新漢字にし、略字・古字・異体字などを現行の字体にした。また、振り仮名は省略している。
- 9)生没年は不明ながら、『小児養生録』のほか『類編廣益 衆方規矩備考大成』という医書を著わしており、医知識 に通じて活動した人物だと考えられる。『小児養生録』 は、江戸期における子どもの養生を説いた書としては 初期のものと位置づけられ、当時の子ども観や医知識 を知る手がかりとなりうる。多くは中国の医書に依拠 しているが、日本の習俗にも言及している。
- 10) 『江戸時代女性文庫』第88巻、19丁オ なお、この書から引用した頁数は、そこにおさめられている史料の丁数としている。
- 11) 明暦二 (1656) 年筑前に生まれる。貝原益軒や鶴原玄益 に学び、豊前中津藩医として仕えた後、京都で開業す る。著作としては他に『婦人寿草』『老人必用養草』が ある。牛山は中国の「李朱医学」の影響を受けており、 『小児必用養育草』も中国医書からの引用が豊富である 一方、自身が試みた方法も記述している。彼の著書は後

年の養生論者に多く学ばれた。

- 12) 『日本教育文庫-衛生及遊戲篇-』263頁
- 13) 注12) 前掲書、261頁
- 14) 『日本衛生文庫』第五輯、82頁
- 15) 注10) 前掲書、18丁ウ
- 16) 注12) 前掲書、261頁
- 17) 注14) 前掲書、82頁
- 18) 例えば、保井恕庵の序が付されている天和三(1683)年 の『女家訓』や牛山の『小児必用養育草』には、子ども の「教え」に対する乳母の役割が説かれている。
- 19) 『子育ての書』 1、280頁、283頁
- 20) 注10) 前掲書、19丁ウ-20丁オ
- 21) 注12) 前掲書、264-265頁
- 22) 小林亜子によれば、元禄期頃には住み込み形式の乳母 奉公とともに、里子形式の乳母による養育が職業とし て成立してきたという(注2)前掲書、79頁)。だが、 養生論で述べられているのは、あくまで住み込み形式 の乳母だった。
- 23) 注12) 前掲書、262頁
- 24) 注12) 前掲書、262-263頁
- 25) 注12) 前掲書、262-263頁
- 26) 注12) 前掲書、263頁
- 27) 中江和恵『江戸の子育て』文藝春秋、2003年、124-128 百
- 28) 注10) 前掲書、35丁オ
- 29) 注12) 前掲書、259頁
- 30) 後年、口内の液や黒い大便と胎毒とを区別する見方も現れる。島野裕子・白水浩信「『かにばば』と胎毒―近世産育書における『胎毒』観の変遷に関する一考察―」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第1巻第1号、2007年、91-100頁
- 31) 注10) 前掲書、10丁ウ
- 32) 注10) 前掲書、42丁オ
- 33) こうした習俗について、民俗学的視点から明らかにしたものとしては、恩賜財団母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』第一法規、1975年、鎌田久子他『日本人の子生み・子育て』勁草書房、1990年、また、歴史的視点から明らかにしたものとしては、横山浩司『子育ての社会史』勁草書房、1986年、氏家幹人『江戸の病』講談社、2009年、がある。
- 34) 注12) 前掲書、258頁
- 35) 『日本衛生文庫』第六輯、13-14頁
- 36) 注12) 前掲書、45-69頁
- 37) 注10) 前掲書、2丁オ-9丁ウ

- 38) 注19) 前掲書、243-245頁
- 39) 寛永二(1790)年江戸に生まれる。多紀元簡に医学を学び、その後江戸で活動した。『養生訣』、『玉の卯槌』『延寿帯効用略記』など、数々の医知識に関わる書を著わしている。『病家須知』は、病気を未然に防ぐ法や病人への対処のしかたをまとめた書である。そこには、中国医学だけではなく蘭学の影響も見られる。
- 40) 文化八(1811)年新発田に生まれる。蘭学を学び、牛痘 種痘の実施普及に尽力した。『引痘要略解』『牛痘発蒙』 『三済私話』などの著作がある。『愛育茶譚』は、蘭学の 知識を持つ医師によって書かれた養生書だと言える。
- 41) 『病家須知 翻刻注篇上』193-194頁
- 42) 『日本衛生文庫』第二輯、165頁
- 43) 注41) 前掲書、194頁
- 44) 後期養生論においても、記述の対象は住み込みの乳母であった。
- 45) 注42) 前掲書、165頁
- 46) 注41) 前掲書、197-198頁
- 47) 注41) 前掲書、198頁
- 48) 『日本衛生文庫』第一輯、70頁 なお、『養生嚢』は安永 二(1773) 年に著わされた書だが、その後天明八(1788) 年と文政元(1818) 年に再版されており、後年にも影響 を与えたと思われる。
- 49) 寛永三 (1791) 年生まれ。小児の医を専門とし、京都で開業後幕府医官となった。著作としては、『小児戒草』の他に『育嬰窮斑』がある。『小児戒草』は、香月牛山の『小児必用養育草』に基づいて書いたものだと自序に記されている。だが、両者は全く同じ内容ではなく、本論で示した実母の乳に対する見方のように、異なる部分もある。
- 50) 注42) 前掲書、330頁
- 51) 注41) 前掲書、187頁
- 52) 重誠のこの考え方は、一族や隣家の人による乳付を認めた香月牛山との違いを感じさせる。重誠が書を記した時期の読者層は、乳母だけでなく周囲の人々の身体にも自ら注意を向けて判断しなければならない状況であったのかもしれない。
- 53) 注42) 前掲書、330頁
- 54) 注41) 前掲書、187頁
- 55) 注41) 前掲書、187頁
- 56) 注42) 前掲書、330頁
- 57) 丹波出身で、後に京都で「脾肝薬王圓」という薬を販売 していたことが伝わっている。『小児養育金礎』は、子 どもの養育のみならず「脾肝薬王圓」の能書にもなって

- おり、無料で頒布されていた。
- 58) 『江戸時代女性文庫』第57巻、10丁ウ なお、同書に集録されている書は、鼎貫の息子勝信が序文をつけて刊行した、明治三(1870)年のものである。『小児養育金礎』の変遷については、梶谷真司「近代以前と以後における民衆向け育児書の変貌」『帝京大学外国語外国文化』第3号、2010年、55-181頁、を参照。
- 59) 注33) に示した『日本産育習俗資料集成』、『日本人の子 生み・子育て』、『子育ての社会史』を参照。
- 60) 注57) 前掲書、10丁ウ
- 61) 注41) 前掲書、202頁
- 62) 注42) 前掲書、163頁
- 63) 注 4) 前掲書、97-99頁
- 64) ただ、すべての養生論においてそのような見解が示されたわけではない。例えば、天保三(1842)年から嘉永四(1851)年にかけて著わされた水野澤齋の『養生辨』では胎毒を下すために、薬方を用いることを勧めている。
- 65) 注42) 前掲書、163頁
- 66) 産をめぐる慎みについては、中期養生論のような記述が認められる。例えば、水野澤齋の『養生辨』では、妊娠中の女の心得や子どもを産むために必要な養生が説かれている。また、佐々井茂庵が安永四(1775)年に著わした『産家やしなひ草』は、妊娠中の女の心得を記したものである。

- 67) 注41) 前掲書、212頁
- 68) 注42) 前掲書、164頁
- 69) 梶谷真司「江戸時代の育児書から見た医学の近代化 - 桑田立齋『愛育茶譚』の翻刻と考察-」『帝京国際文 化』第20号、2007年、116頁
- 70) 文政三 (1820) 年奥州に生まれる。蘭学を学び、仙台藩 医を経て幕府医官、西洋医学所監事などを務めた。明治 四 (1871) 年には政府の兵部省軍医寮に出仕し、軍医監 となる。『養生訓』には西洋の知識が表されており、中 国の医知識の影響を受けた養生書とは異なる内容が見 られる。
- 71) 注48) 前掲書、179頁
- 72) 明治22 (1891) 年に著わされた三島通良の『ははのつとめ』子の巻では、実母の飲食の状態や感情のありようが 乳を通して子どもに伝わるという考えが見られ、江戸 期養生論との違いを認めることができる。
- 73) 次に問題となるのは、何故この時期に実母に対する見 方が変化したのか、ということである。ここには、先に 触れたように、子どもをめぐる大人たちの状況の変化 が深く関わっているように思われる。だが、かかる点に ついては稿を改めて詳細に検討しなければならない。

(本稿は、平成24年度~平成26年度科学研究費助成事業(学 術研究助成基金助成金)(基盤研究(C))の研究成果の一部 である。)